



日本防災設備協同組合 ●東京都文京区本郷一丁目15番6号 電話 03-3813-9650(代)

URL <http://nichibou.main.jp/>

事務連絡 nichiboukyou1@io.ocn.ne.jp
営業連絡 nichiboukyou2@dune.ocn.ne.jp

社内回覧

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

1 月度理事会の概要 1～4

情 報

- ◎ 平成 27 年春季全国火災予防運動の実施について
消防庁官通達 消防予第 29 号 (平成 27 年 1 月 29 日) . . . 5～9
- ◎ 戦後の主な大規模火災、大洋デパート火災 (1973 年)
日本経済新聞 (平成 27 年 2 月 1 日) . . . 10～14

事務局だより

- ・ 組合員情報 . . . 15
- ・ 組合行事 . . . 15
- ・ 共済制度について . . . 15
- ・ 注文は今後も FAX で . . . 15

1 月度理事会議事録

開催日時： 平成27年1月22日（木）12時00～15時00分

開催場所： 東京ガーデンパレス 「桂」

文京区湯島1-7-5

理事総数： 10人

出席理事数： 9人

(1) 理事長挨拶

27年1月の理事会を開催いたします。本日はこの後、賀詞交歓会がありますので宜しくお願い致します。

監事、相談役方々のご出席有難うございます。

(2) 業務報告

① 事務局運営・渉外

1月6日（火） 平成27年消防出初め式・・・松原理事 出席

全国消防機器協会 新年名刺交換会・・・

廣江理事長、磯部、古木副理事長、中島専務理事

松原理事、岡野事務局長 出席

1月7日（水） 国土交通省 関東地方整備局

鬼沢経営支援係長 訪問

1月8日（木） 三役挨拶廻り

訪問先

東京消防庁予防部、(一財)日本消防設備安全センター

(一社)全国消防機器協会、(一社)日本火災報知機工業会

東京都中小企業団体中央会、(一財)東京防災救急協会

本郷消防署

1月16日（金）神奈川県防災消防協同組合 賀詞交歓会・・・

廣江理事長、岡野事務局長 出席

② 広報

「防災組合ニュース」1月10号発行

武藤担当理事よりニュースに組合員に関心のある事柄を盛り込んでゆきたい。各理事の協力をお願いしたい。

③ 教育

6類の講習会の開催を望む声が聞かれるので年度内（3月中）に行うことができるのか検討してみる。（磯部副理事長）

今期は受験準備講習会の受講料を大幅に下げた。多くの人が参加し易くとのことである。（広江理事長）

④ 福利厚生・企画（行事運営）

古木担当理事よりボウリング・忘年会の収支報告が行われた。また、本日の賀詞交歓会での協力を各理事に要請した。

26年度の福利厚生事業は参加人数が増え成功裏に終わった。最後の賀詞交歓会も滞りなく終了したい。（廣江理事長）

⑤ 財務・共同購買

前年度に対して売上は改善されている、26年度の年間売上目標はクリアできる可能性は大きい。

今月は外部の売上が増加している。組合の売り上げ増加に貢献している。

古木副理事長より提示された仕入先に関し、事務局との話し合いを行うことも必要ではないかとの意見が出された。

営業利益が久々にプラス計上できた。前年度に対し経営面での改善も行われている。

⑥ 開発

現在のところ特にない。

⑦ 防排煙検討委員会

新年度早々、防排煙設備実務要領Ⅱの発刊を行う。

価格等については未定で、詳細は防排煙検討委員会での決定となる。

⑧ 青年部

賀詞交歓会でのお手伝いをお願いしてある。
日頃の協力を非常に感謝している。

⑨ 支部運営促進

参加者が少ない支部会について、打開策として実験的に隣接の支部が合同で支部会を開催して様子を見るという意見。
又、支部会と理事会の関係の緊密化を図るため正副支部長、理事会議を先に行いそこでテーマを決定し、各支部会で検討してもらうとの意見がでた。
もう少し意見の調整を図り来年度に備えたい。

⑩ 研究部会

- ・定款、規約の改訂に取り組む。中央会に出向き指導をお願いする。
- ・「一人危険予知カード」の配布を決定。
組合員ニュースと一緒に送る。
危険予知について販売元に依頼すれば講師の派遣も可能とのこと。
- ・組合として、危機管理等の講習を行ってゆくことを確認。

⑪ その他の事業

特になし。

(3) 議案の審議

第1号議案

平成27年賀詞交歓会の任務分担確認等について

来賓、特に業者の方々の名前の読み上げの確認。
今回は参加者全員を読み上げる。

変更 ビンゴゲーム司会者 廣江理事長から松原理事に変更。

(4) その他

次回理事会 平成27年2月19日(木)
文京区民センター 2-B会議室

平成27年1月度業務報告

・月 日 (曜)	・内 容 等	・来局理事等
12月25日(木)	業務決裁	・・・ 廣江理事長(会社にて)
1月6日(火)	平成27年消防出初め式 全国消防機器協会 新年名刺交換会 廣江理事長、磯部、古木副理事長、中島専務理事 (三役) 松原理事、岡野事務局長 出席	・・・ 松原理事 出席
1月7日(水)	国土交通省 関東地方整備局 鬼沢経営支援係長 訪問 廣江理事長、武藤理事、岡野事務局長	
1月8日(木)	三役挨拶廻り 訪問先 東京消防庁予防部、(一財)日本消防設備安全センター、 (一社)全国消防機器協会、(一社)日本火災報知機工業会 東京都中小企業団体中央会、(一財)東京防災救急協会 本郷消防署 東京都中小企業団体中央会 新年会	松原理事 出席
1月9日(金)	業務決裁	・・・ 廣江理事長(会社にて)
1月16日(金)	神奈川県防災消防協同組合 賀詞交歓会 廣江理事長、岡野事務局長 出席	
1月19日(月)	経営診断	・・・ 小出副所長

消防予第 29 号

平成 27 年 1 月 29 日

各都道府県知事 } 殿
各指定都市市長 }

消防庁長官

平成 27 年春季全国火災予防運動の実施について

本年の春季全国火災予防運動については、平成 27 年 3 月 1 日から 7 日までの 7 日間にわたり、別添「平成 27 年春季全国火災予防運動実施要綱」に基づき、実施することといたします。

貴職におかれましては、本運動及び関連行事への住民の積極的な参加を促し、火災及び災害に強いまちづくりの継続的な推進のため、特段の御配慮をお願いいたします。

また、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても周知していただきますようお願いいたします。

担当

消防庁予防課予防係 福井 増沢 大槻

〒100-8927 東京都千代田区霞が関 2-1-2

TEL 03-5253-7523 : FAX 03-5253-7533

平成 27 年春季全国火災予防運動実施要綱

1 目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

2 防火標語（平成 26 年度全国統一防火標語）

『もういいかい 火を消すまでは まあだだよ』

3 実施期間

平成 27 年 3 月 1 日（日）から 3 月 7 日（土）までの 7 日間

4 重点目標

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 放火火災防止対策の推進
- (3) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (4) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- (5) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
- (6) 林野火災予防対策の推進

5 重点目標の取組に当たって効果的と考えられる具体的な推進項目

(1) 住宅防火対策の推進

- ア 住宅用火災警報器の設置の徹底、適切な維持管理の周知及び経年劣化した住宅用火災警報器の交換の推進
- イ 住宅用消火器を始めとした住宅用防災機器等の普及促進
- ウ たばこ火災に係る注意喚起広報の実施
- エ 防災品の普及促進
- オ 消防団、女性（婦人）防火クラブ及び自主防災組織等と連携した広報・普及啓発活動の推進
- カ 地域の実情に即した広報の推進
- キ 高齢者等の要配慮者の把握や安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進

(2) 放火火災防止対策の推進

- ア 放火火災に対する地域の対応力の向上
- イ パチンコ店及び物品販売店舗における放火火災防止対策の徹底

- ウ 効果的な放火火災被害の軽減対策の実施
 - (3) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
 - ア 防火管理体制の充実
 - イ 避難施設等及び老朽化消火器を始めとする消防用設備等の維持管理の徹底
 - ウ 防災物品の使用の徹底及び防災製品の使用の促進
 - エ 防火対象物定期点検報告制度及び防災管理点検報告制度の周知徹底
 - オ 違反のある防火対象物に対する是正指導の推進
 - カ ホテル・旅館等における防火安全対策の徹底
 - キ 表示制度及び公表制度の取組の推進
 - ク 高齢者や障がい者等が入居する小規模福祉施設における防火安全対策の徹底
 - ケ 有床診療所・病院等における防火安全対策の徹底
 - (4) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
 - 製品の適切な使用・維持管理及び製品火災に関する注意情報の周知徹底
 - (5) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
 - ア 催しを主催する者に対する指導
 - イ ガソリン等の貯蔵・取扱いに対する指導
 - ウ 火気器具を使用する屋台等への指導
 - (6) 林野火災予防対策の推進
 - ア 林野周辺住民、入山者等の防火意識の高揚
 - イ 火災警報発令中における火の使用制限の徹底
 - ウ 火入れに際しての手続き等の徹底
 - エ 林野所有者等に対する林野火災予防措置の指導の強化
- 6 地域の実情に応じた重点項目の設定
- 火災予防運動の実施に当たっては、必要に応じて次の事項等を追加するなど、地域の実情に応じた運動を展開することにより、効果的に火災予防思想の普及を図ることができるものと考えられる。
- (1) 地域における防火安全体制の充実
 - ア 消防団員確保を推進することによる地域の火災予防体制の充実
 - イ 女性（婦人）防火クラブ及び自主防災組織の整備充実
 - ウ 在日外国人に対する火災予防広報の実施
 - (2) 震災時における出火防止対策等の推進
 - ア 過去の大震災等の教訓を踏まえた出火防止対策等に係る啓発活動の推進
 - イ 火気使用器具及び電気器具の特性を踏まえた震災時の出火防止対策等の推進
 - ウ 自主防災組織等と連携した地域の防火安全対策の推進
 - エ 震災時の速やかな初期消火、延焼被害の抑制対策の推進

(3) 大規模産業施設の安全確保

- ア 当該施設の実態把握
- イ 当該施設で取り扱う危険性物品（廃棄物の処理・加工品を含む。）の把握
- ウ 当該施設に係る防火安全対策の徹底
- エ 事故の発生、対処状況について消防機関への速やかな通報連絡・情報提供の徹底

(4) 電気火災・燃焼機器火災予防対策の推進

- ア 電気配線・燃料配管の適切な維持管理
- イ 老朽化した器具や配線・配管の交換の推進
- ウ 電気機器や燃焼機器等の正しい使用の徹底

(5) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

- ア 火災予防広報の実施
- イ たき火等を行う場合の消火準備及び監視の励行
- ウ 火気取扱いにおける注意の徹底
- エ 工事等における火気管理の徹底

(6) 文化財建造物等の防火安全対策の徹底

7 実施要領

別紙1「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」に関する広報及び放火火災防止対策戦略プランの活用並びに別紙2「平成27年全国山火事予防運動実施要綱」に定める山火事予防運動及び別紙3「平成27年車両火災予防運動実施要綱」に定める車両火災予防運動との一体的な実施を含め、次の事項の実施が火災予防思想の普及に効果的と考えられる。

(1) 消防庁の実施事項

- ア 関係省庁・関係団体への協力依頼、各都道府県への本運動の周知
- イ 各種メディアや広報媒体を通じた広報

(2) 都道府県が実施した場合に火災予防思想の普及に効果的と考えられる事項

- ア 関係部局・関係団体への協力依頼、各市町村への本運動周知
- イ 各種メディアや広報媒体を通じた広報

(3) 市町村が実施した場合に火災予防思想の普及に効果的と考えられる事項

- ア 関係部局・関係団体への協力依頼
- イ 各種媒体を積極的に活用した広報
- ウ 消防団、女性（婦人）防火クラブ及び自主防災組織等の各団体や福祉関係団体等との連携
- エ 各種消防訓練、住宅防火診断（訪問診断）、催し物等の実施

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント
－ 3つの習慣・4つの対策－

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

日曜に考える

戦後の主な大規模火災

発生年月	名称(所在地)	死者数
1955年2月	「聖母の園」の老人施設 (横浜市)	99人
66年3月	菊富士ホテル (群馬・水上温泉)	30人
68年11月	池之坊満月城 (神戸・有馬温泉)	30人
69年2月	馨光ホテル (福島・磐梯熱海温泉)	31人
72年5月	千日デパートビル (大阪市)	118人
73年11月	大洋デパート (熊本市)	104人
80年11月	川治プリンスホテル (栃木・川治温泉)	45人
82年2月	ホテルニュージャパン (東京・千代田)	33人
86年2月	ホテル大東館 (静岡・熱川温泉)	24人
87年6月	特別養護老人ホーム、松寿園 (東京・東村山市)	17人
90年3月	スーパー長崎屋尼崎店 (兵庫・尼崎市)	15人
2001年9月	明星56ビル (東京・新宿)	44人
08年10月	個室ピアオ店 (大阪市)	16人
09年3月	老人施設、たまゆら (群馬・渋川市)	10人
13年10月	安部整形外科 (福岡市)	10人

高度成長期↓ビル火災多く ■ 近年↓小規模施設で目立つ

大規模火災の歴史を振り返ると、その時々^の社会のありようが色濃く反映されていることがよくわかる。

終戦後しばらくは、建物の焼損面積が1万坪（3万3千平方尺）以上の「大火」が各地で相次いだ。消防白書によると、こうした大火は1940～50年代に計29件起きている。

「機関車の飛び火」が原因となった鳥取市の大火（52年）では、約45万平方尺、7240棟が燃え、2

万人余りが焼け出された。3人が亡くなり、負傷者は4千人近くに上っている。

大火は60年代には徐々に減っていく。「新版 建築防火」（堀内三郎監修）によれば、都市整備が進み、

消防力が強化されたことが大きな要因と考えられる。本格的な高度成長期に入った日本は、建物・ビル火災の時代を迎える。60年代後半にはレジャーブームに

ともない、急ごしらえで増改築されたホテルや旅館などで、30人規模の死者を出す火災が相次いだ。

72年に千日アパートビ

ル73年に大洋アパートと、2年続いて犠牲者が1000人を超える火災が発生。防火のための規制は大きく進んだが徹底はされず、その不備を狙い撃つかのように火災が起きる。

ホテルニュージャパンのほか、川治プリンスホテルでもずさんな防火管理が問題になった。この2つの火災では経営者に実刑判決が下され、防火管理者だけでなく、経営トップの責任を重くとらえる司法判断が定着していく。

死者44人を出した東京・歌舞伎町の雑居ビル火災を

はじめ、近年になって小規模なカラオケ店や個室ビデオ店など、新しいタイプの娯楽施設や商業施設での火災が相次いでいる。こうした火災では放火が原因とみられるケースも多く、防火対策の難しさが改めて浮き彫りになった。

社会の高齢化が進む中、最近では、グループホームなど高齢者施設での火災が目につく。群馬県の「たまゆら」では、入居先が見つからなかったため、自治体の紹介を受けて入居していた東京の高齢者ら10人が命を落とした。

事件は問う

戦後70年

▶5

「法律で義務付けられた床面積を下回っているので、設置していなかった」「賃貸だから、家主の了解なしに工事はできない」改装中だったため、作動しなかった」。

大きな火災が起きた後、施設の管理者らは裁判や記者会見で、釈明を繰り返してきた。こうした場で不備が問題になる防火設備の象徴といえるのが「スプリンクラー」である。

火災を感じて自動的に散水すれば、初期の段階で消火したり、避難の時間をかせいだりできる。万全ではないが、現状でもっとも実効性のある対策だ。

それにもかかわらず、スプリンクラーを「付ける」「付けない」といった議論はいまなお、四十年一日のように続いている。

1973年11月29日。熊本市の繁華街、下通にある大洋デパートで火災が起きた。出火時間は午後1時15分ごろ。出火原因ははっきりしていない。火元は2階から3階へ通じる階段の踊り場付近だった。

出火後間もなく停電になり、買い物客らは真っ暗な館内を逃げ惑う。非常口では人が折り重なるようにして倒れ、熱と煙に追われた人たちは屋上へ逃れた。

大洋デパート火災 (1973年)

え続けた。7階建て（一部9階建て）の3階以上はほぼ全焼。104人が死亡する惨事となった。

兵庫県立大学防災教育センター長の室崎益輝（70）は当時、京都大の助手として防火の研究に没頭していた。テレビで火災のニュースが伝えられると、夜行列車に飛び乗り、熊本へ向かう。

鎮火直後の館内の様子について室崎は、「何とも言えない臭いが立ちこめていた。内部は激しく焼け焦げており、消防隊員は大きなふるいを使って遺体を懸命に探していた」と話す。数多くの火災を検証した室崎にとっても「目をそむけたくなるような現場だった」という。

大きな被害が出た理由は様々ある。階段に燃えやすいい商品が大量に積まれていた。火事を知らせる店内放送や店員による避難誘導は

なかった。初期消火も失敗した。室崎の調査では、逃げようともせずレジで現金の計算をしたり、燃えてもいないところに消火器を向けたりする店員の「不適応行動」もみられた。

増改築の工事中で非常階段が取り外されていたことで、被害はさらに拡大した。この工事はスプリンクラー設置も目的としていたが、稼働するまでには至っておらず、火災に間に合わなかった。

違反承知で放置も

スプリンクラーは日本では高度成長期、ビルや施設の大規模なものになって導入されるようになった。本格的に普及するきっかけとなったのは、効果を発揮できなかった大洋デパート火災と、その前年に起きた大阪市の千日ビル火災だった。千日ビルの火災では11



有床診療所の火災対策を説明する鹿子生医師

8人を超える戦後最悪の犠牲者を出した。やはりスプリンクラーはなかった。煙を逃れて窓から飛び降りた人も多く、死者のうち22人は地面にたたきつけられて死亡した。

千日ビル火災後、国は防火対策の決め手として、床面積が6千平方メートル以上あるデパートやホテル、旅館などにスプリンクラーの設置を義務付けることにした。

続いた大洋デパート火災を受け、74年、すでに完成している古い建物に対して、スプリンクラーを含め常に新しい防火基準を満たすよう義務付けられた。室崎は「大洋デパートは防火の歴

史のターニングポイントになった」と話す。

それでも、スプリンクラー導入の費用や維持の手間、工事期間中の営業への影響などを考えて放置する管理者もいるなど、違反は

なくならなかった。82年に火災が起きた東京のホテルニュージャパンのホテルニュージャパンは、スプリンクラーや防火扉を完備するよう東京消防庁から繰り返し指導を受けていた。だが「資金難」を理由にこれを怠り、その結果、33人の犠牲者を出す。2001年に東京・歌舞伎町の雑居ビルで44人が死亡した火災でも、防火管理体制の不備を指摘されながら

消火装置 惨事後に普及

ももももと煙と炎を噴き上げ、建物は8時間ほど燃え

(次頁)

重い設置コストなお課題

← 放置していたことが明らかになった。

大洋デパート火災から丸40年たった13年。福岡市の整形外科の診療所で火災が起き、入院していたお年寄りと高齢の元院長夫婦の計10人が亡くなった。防火扉の大半が閉まらずに煙が一気に建物内に広がったとみられる。スプリンクラーは義務付けの対象外だったために設置されていなかった。

この整形外科は19床以下の入院施設を持つ医療機関で、「有床診療所」と呼ばれる。火災を受け、総務省消防庁は、避難時に患者の介助が必要な有床診療所では面積に関係なくスプリンクラーを原則として設置するように義務化した。

防火規制、後追い

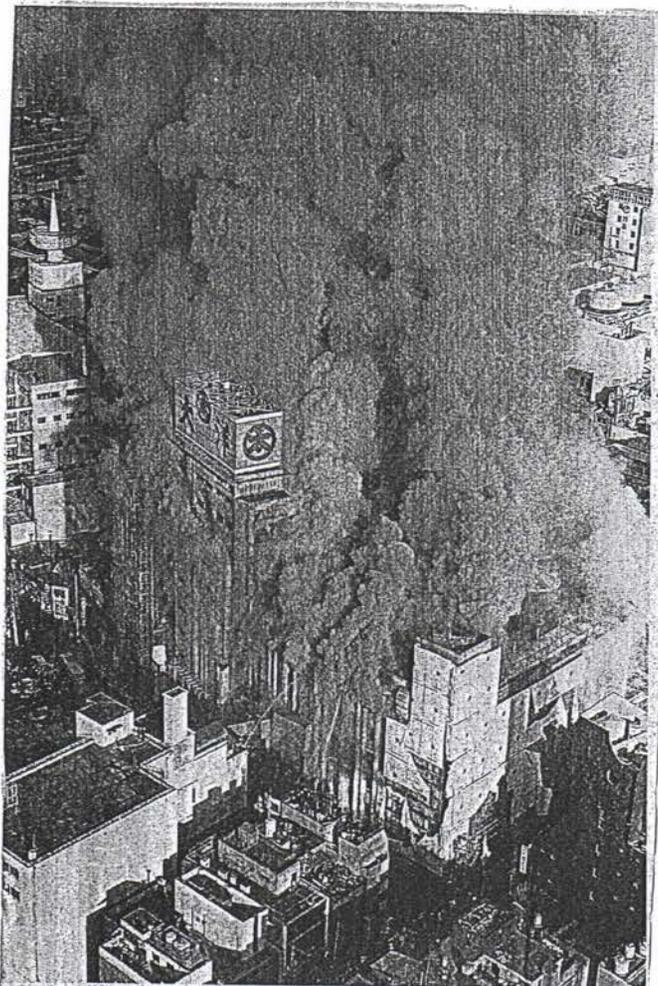
ところが、この規制強化が地域医療の弱体化につながるという、思いもかけない波紋が広がっている。スプリンクラーの設置に必要な費用や火災が起きた場合のリスクを考え、入院施設を廃止する有床診療所が相次いでいるというのだ。

全国有床診療所連絡協議会副会長の鹿子生(かこ)健一(66)は「有床診療所は一般の病院に比べて入院料が安く、経営状況が厳しい。このまま減少が続けば大病院の早期退院者の受け入れや、終末期のみとどろいた役割を担いきれず、どこにも入院できない医療難民が大量に出てしまいかねない」と憂える。

規制の穴を突くように繰り返される惨事の後を追う形で、法制度上の防火対策は拡大・強化されてきた。しかし、万が一に備える防火設備のコストは平時においてははよっかいな「足かせ」ととらえられ、意図的な規制違反の放置、規制対象からの離脱を招いてしまっている。

「いろいろな課題や障害があっても、現状ではスプリンクラーしかない。設置すれば人の命が救われる。だったらそのコストを社会全体で引き受け、徹底すべきではないか」。室崎はそう考えている。(敬称略)

編集委員 坂口祐一が担当しました。



猛煙を噴き上げる大洋デパート
(1973年11月29日、熊本市)

84歳、94歳、80歳……。今年になって各地で新聞の記事になった火事のニュースを拾ってみる。目立つのはやはり、独り暮らしの高齢者の死亡である。戦後の大火、高度成長期のビル、バブル期以降の雑居ビルや福祉施設。大規模火災のたびに手が打たれてきた規制の流れの中で、個人住宅は置き去りにされてきた。

波紋 追考

建築や生活の自由があり、そもそも火災に対する責任は住んでいる人が負うべきだ。そんな考えが支配的だったからだ。2006年に義務付けられた火災警報器の設置が、唯一の対策という状況だ。

この10年間、住宅の火災件数自体は減

独り暮らし高齢者、死亡多く 個人住宅の対策置き去り

っているのに、死者数は横ばいのまま。住宅火災による65歳以上の高齢の死者は増え、全体に占める割合は71%を上回る。特に81歳以上では、全年齢層における平均の5・2倍も死者の発生率が高い。体が不自由な人も少なくないだろう。火災の統計からは、寝具や衣類にたばこ、ストーブ、こんろなどの火が燃え移り、逃げ遅れて亡くなるといった火災の様子がよく見られる。

高齢者施設に入るのには難しい。建て替えもできない。そんなお年寄りが住む古い木造の家屋で火事が起きる。気づいても動きがとれず、わずかな面積しか燃えていないのに命を落としてしまう。高齢者が安心して暮らせる社会とは、ほど遠い状況が続いている。

事務局だより

◎組合員情報

代表者変更：株式会社 プロサス

代表取締役会長 吉野 進

代表取締役社長 諏訪 博之

◎組合行事

・1月22日(木) 新年賀詞交歓会

於：ホテル東京ガーデンパレス 2階「天空」

各位のご協力により盛会でした。有難うございます。

新年が各位にとって佳き年でありますように。

・2月16(月)17日(火)

受験準備講習会甲4類 開催予定

於：文京区民センター 3-B会議室

◎共済制度について

●消防設備保守・点検・設置工事等の賠償責任保険：

三井住友海上火災保険株式会社（代理店・株式会社サンリビング）と提携しています。請負業者賠償責任保険・生産物（完成工事）賠償責任保険・受託者賠償責任保険がセットになった総合型の保険です。

●自動車共済制度：

関東自動車共済共同組合と提携しています。

団体傷害補償制度：

三井住友海上火災保険株式会社（代理店・株式会社サンリビング）と提携しています。

◎ご注文は今後も FAX でお願いします。

組合員の皆様には、いつも FAX でご注文をいただき誠にありがとうございます。ご注文の商品名・数量等間違いのない納品をさせて頂くために、ご注文は今後とも FAX でお願いいたします。